

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年6月1日まで

私は、A事業所で勤務していた申立期間について年金記録の照会を行ったところ、給料から控除された厚生年金保険料の額は標準報酬月額16万円に見合う額であったにもかかわらず、国の記録は標準報酬月額が15万円となっているので、16万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する申立期間に係る給与支払明細書及び平成

11 年分給与所得の源泉徴収票（写し）から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（16 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書及び平成 11 年分給与所得の源泉徴収票（写し）で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 11 日から 14 年 9 月 11 日まで

私は、平成 5 年 5 月頃、A 社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った際、「厚生年金保険の受給資格が得られないため、保険料を納付しても無駄になる。」と言われ、これを私が勤務していた B 事業所に報告し、同事業所の役員が管轄する C 社会保険事務所へ確認したところ同じ回答を得たため、同事業所と私で協議し、無駄な保険料納付はできないので、厚生年金保険に加入しないことにした。

その後、平成 14 年 9 月に B 事業所から、厚生年金保険は納付した保険料に見合う金額の年金はもらえるので加入するよう通知があり、約 10 年の空白の後に強制的に加入させられた。

申立期間については、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったが、当該事業所に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所より提出された業務委託費改訂通知書の控え等から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 事業所が保管する平成 6 年度から 10 年度までの業務委託費改訂通知書の控えによると、厚生年金保険料は控除されておらず、同事業所が保管する賃金台帳によると、申立人の入社年月日は平成 14 年 9 月 11 日と記載され、申立期間において申立人の給与から保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 事業所では、「平成 14 年の税務調査により、請負のような雇用形態について税務署から指摘を受けたため、申立人を厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の B 事業所における厚生年金保険の資格取得日は、平成 14 年 9 月 11 日となっており、雇用保険の資格取得

日と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月1日から59年4月18日まで
(A事業所)
② 昭和60年1月1日から62年10月1日まで
(B事業所)

私がA事業所及びB事業所で勤務していた申立期間①及び②において、毎月もらっていた給与月額(20万円)に対して、社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額が低額となっているため、実際に支払いを受けた給与月額(20万円)に見合う標準報酬月額への記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所から提出された申立人に係る資格取得届、算定基礎届及び資格喪失届(写し)に記載されている標準報酬月額並びに申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

しかし、A事業所は、申立期間に係る賃金台帳等を保有していないことから、申立人の申立期間の保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が昭和59年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に受給していた失業保険の離職時賃金日額から、申立期間①の一部である離職前の半年間の平均給与額は11万円余であったことが認められ、オンライン記録でも当該給与額に見合う標準報酬月額となっていることが確認できる。

申立期間②については、B事業所から昭和60年1月に提出された資格取得届(写し)に記載されている標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B事業所から提出された、申立期間②の一部の昭和62年1月から同年9月分までの賃金台帳を確認したところ、申立人の給与から控除された各月の厚生年金保険料は61年10月に定時決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している上、各月の給与額は申立ての給与額（20万円）より低額となっていることが確認できる。

さらに、申立人が昭和62年10月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に受給していた失業保険の離職時賃金日額から、申立期間②の一部である離職前の半年間の平均給与額は8万円余であったことが認められ、オンライン記録でも当該給与額に見合う標準報酬月額となっていることが確認できる。

一方、B事業所は、申立期間②のうち、昭和60年1月1日から61年12月31日に係る賃金台帳等を保有していないことから、申立人の当該期間の保険料控除額について確認することができないが、当時の経理事務担当者は正しい届出を行っていたと回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張している標準報酬月額に係る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から30年3月31日まで
私は、申立期間について、A事業所食堂に勤務し職員の食事を担当していたが、当時の厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入記録が無いとの回答を受けたので、当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所食堂に勤務していたと述べており、申立人が当該食堂であったとしている場所において同僚と一緒に撮影した写真等が残っているほか、昭和39年当時に申立人が記載した「A事業所職場への就職申込書」の過去の職歴欄により、1952年（昭和27年）から1954年（同29年）までの間にA事業所食堂に勤務していた旨の記載が確認できることから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）に基づき、昭和26年7月1日からは、クラブ、ホテル、劇場、宿舎、食堂などの非軍事的業務に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされており、申立人が27年2月からA事業所食堂で従事していたとする業務は、同通知によれば、当該非軍事的業務に該当することから、申立人は申立期間当時、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人が当時のA事業所食堂の支配人であったとする同僚の厚生年金保険の加入記録の有無を調査したところ、当該同僚の加入記録も見当たらない。

さらに、A事業所食堂が所在したA事業所内の事業所を承継する現存事業

主であるB事業所に対して、申立人の申立期間における申立事業所への勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、申立人に係る資料は無いと回答している。

このほか、申立期間に係る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。